

第4 (旧) 特定労働者派遣事業に係る経過措置

1 経過措置に関する概要

(1) (旧) 特定労働者派遣事業に係る経過措置

イ 平成 27 年 9 月 30 日から (旧) 一般労働者派遣事業及び (旧) 特定労働者派遣事業は廃止となり、労働者派遣事業の実施を希望するすべての事業主は、厚生労働大臣に「労働者派遣事業」の許可を受けなければならないこととされたところである。

当該改正の経過措置として、(旧) 特定労働者派遣事業を行うため平成 27 年 9 月 29 日までに厚生労働大臣に対して届出書（以下「(旧) 特定労働者派遣事業届出書」という。）を提出した者は、平成 27 年 9 月 30 日から平成 30 年 9 月 29 日までの 3 年間（当該期間内に改正法附則第 6 条第 4 項の規定により労働者派遣事業の廃止を命じられたとき、又は法第 13 条第 1 項の規定により労働者派遣事業を廃止した旨の届出をしたときは、当該廃止を命じられた日又は当該届出をした日までの間）（以下「経過措置期間」という。）、(旧) 特定労働者派遣事業を行っていた事業主は引き続き「その事業が「常時雇用される労働者」（※）のみである労働者派遣事業」を行うことができる（改正法附則第 6 条第 1 項）とされたところである。

※ 常時雇用される労働者とは

「常時雇用される労働者」とは、労働契約の形式の如何を問わず、事実上期間の定めなく雇用されている労働者のことをいう。

具体的には、次のいずれかに該当する場合に限り「常時雇用される労働者」に該当する。

(イ) 期間の定めなく雇用されている者

(ロ) 一定の期間（例えば、2 箇月、6 箇月等）を定めて雇用されている者であって、その雇用期間が反復継続されて事実上 (イ) と同等と認められる者。すなわち、過去 1 年を超える期間について引き続き雇用されている者又は採用の時から 1 年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者

(ハ) 日日雇用される者であって、雇用契約が日日更新されて事実上 (イ) と同等と認められる者。すなわち、(ロ) の場合と同じく、過去 1 年を超える期間について引き続き雇用されている者又は採用の時から 1 年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者

なお、雇用保険の被保険者とは判断されないパートタイム労働者であっても、(イ) から (ハ) までのいずれかに該当すれば「常時雇用される」と判断するものであるので留意すること。

ロ 経過措置期間中は、(旧) 特定労働者派遣事業に係る変更の届出については労働者派遣事業を行う事業所の新設の届出を除く事項の変更の届出を行うことができる。

(旧) 特定労働者派遣事業を事業主の主たる事業所以外の事業所で労働者派遣事業を行うため事業所の新設を希望する場合については、厚生労働大臣から当該事業所での労働者派遣事業の許可を受けなければならない。(改正法附則第6条第2項)

ハ 経過措置期間の経過後は、厚生労働大臣から労働者派遣事業の許可を受けなければ労働者派遣事業を行うことはできない。

なお、平成30年9月29日までに厚生労働大臣に労働者派遣事業の許可の申請をした場合において、平成30年9月30日を過ぎてもその申請について許可又は不許可の処分がある日までの間は、引き続き常時雇用される労働者のみを派遣する労働者派遣事業を行うことができる。

(改正法附則第6条第1項)

ニ (旧) 特定労働者派遣事業を行う事業主は、経過措置期間においても、施行日前に締結した労働者派遣契約に基づく期間制限に関する規定といった経過措置が置かれたもの以外の事項(法第30条の2第1項の段階的かつ体系的な教育訓練の実施等)については、労働者派遣事業を実施する事業主と同様に改正法による改正後の法の規定が適用される。

他方、許可基準である、無期雇用派遣労働者を労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇できる旨の規定がないこと、また、有期雇用派遣労働者についても、労働者派遣契約終了時に労働契約が存続している派遣労働者については、労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇できる旨の規定がないことや派遣元責任者が許可の受理の日前3年以内に派遣元責任者講習を受講していること等については、経過措置期間の経過後に労働者派遣事業を実施する意思がない事業主であっても、経過措置期間中は労働者派遣事業を実施するのであれば、法に規定される義務ではないものの、遅滞なくこれらの体制を整えることが望ましい。

ホ (旧) 特定労働者派遣事業を行う事業主は、変更の届出として義務付けられた内容を除き、ニの内容を追加、変更した事業計画書を再提出する必要はない。

しかし、法第30条の2第1項の規定に基づき派遣元事業主が実施する教育訓練及び同条第2項の規定に基づき派遣元事業主が実施する相談の機会の確保その他の援助(以下「キャリアアップ措置」という。)については、キャリアコンサルティングの担当者の配置状況、キャリアコンサルティングの実施状況、キャリアアップに資する教育訓練の実施状況等について、労働者派遣事業の事業主と同様に法の規定に基づき実施していることを、労働者派遣事業報告によって報告しなければならない。

労働者派遣事業報告によって、キャリアアップに資する教育訓練等が実施されていない等の状況を確認した場合、都道府県労働局等による指導等が行われることもあること。

ヘ ロの届出については、届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合、都道府県労働

局において受理が行われる。

(2) (旧) 特定労働者派遣事業の欠格事由

(旧) 特定労働者派遣事業の欠格事由は、労働者派遣事業の許可の欠格事由と同様である（第3の1の(7)の「許可の欠格事由」参照）。

(旧) 特定労働者派遣事業の欠格事由に該当しないこととして(旧) 特定労働者派遣事業の届出を行い事業を開始した者が、経過措置期間中に(旧) 特定労働者派遣事業の欠格事由に該当すると判明したときは、当該労働者派遣事業の廃止を命ずることとなる（法第6条各項（第4号から第7号までを除く。）、改正法附則第4条、改正法附則第6条第4項。）。

(3) 書類の備付け等

イ 概要

(旧) 特定労働者派遣事業を行う事業主は、(旧) 特定労働者派遣事業届出書を提出した旨その他の事項を記載した書類を、(旧) 特定労働者派遣事業を行う事業所ごとに備え付けるとともに、関係者から請求があったときは提示しなければならない（改正法附則第6条第3項）。

当該事業主は、労働者派遣事業を実施する事業主とは異なり「許可証」が交付されていないことから、当該書類の備付け及び提示によって適法に事業活動を行っていることを関係者に知らせるための措置である。

※ 「関係者」の範囲について

「関係者」には、当該派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受けている者若しくは受けようとする者、又は当該事業主に雇用されている者若しくは雇用されようとする者等、当該事業主が適法に事業活動を行っているか否かにつき利害関係を有すると認められる者の全てを含む。

ロ (旧) 特定労働者派遣事業届出書を提出した旨その他の事項を記載した書類

(イ) 「その他の事項」は次に掲げるものとする。

- ① 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
- ② 事業所の名称及び所在地

(ロ) 当該書類については新たに所定の事項を記載、作成したものであることを要件としているわけではなく、所定の事項が記載されていればいかなる様式によっても、また複数の書類によってもその要件を満たすものであれば足りるものである。このため、当該書類の備付け及び提示について、(旧) 特定労働者派遣事業届出書の写し及び法第11条第1項前段の規定による変更の届出を行った場合には、当該届出により交付される書類の複写によっても差し支えない。

(ハ) 書面によらず電磁的記録により当該書類の作成を行う場合は、電子計算機に備えられたフ

ファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シーディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

また、書面によらず電磁的記録により当該書類の備付けを行う場合は、次のいずれかの方法によって行った上で、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成できるようにしなければならない。

- a 作成された電磁的記録を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
- b 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

さらに、電磁的記録により当該書類の備付けをしている場合において、当該書類の提示を行うときは、当該事業所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該電磁的記録に記録された事項を出力した書類により行わなければならない。

2 経過措置に関する変更の届出手続

(1) (旧) 特定労働者派遣事業の変更の届出

イ (旧) 特定労働者派遣事業を行う事業主が次に掲げる事項を変更したときは、事業主管轄労働局を経て、厚生労働大臣に対して、変更の届出をしなければならない。

なお、事業所の新設を除き、取扱いは労働者派遣事業における変更の届出と同様の取扱いである。

ただし、事業所における次の⑥から⑩までに掲げる事項の変更のみを届け出るときは、当該変更後の事業所管轄労働局へ届出を行うことも差し支えない（改正法附則第6条第2項）。

なお、事業所の所在地が変更になった場合については、当該事業所管轄労働局において管理していた書類に連絡文を添えて新たな事業所の所在地を管轄する労働局に引き継ぐこと。

- ① 氏名又は名称
- ② 住所
- ③ 代表者の氏名
- ④ 役員（代表者を除く。）の氏名
- ⑤ 役員の住所
- ⑥ (旧) 特定労働者派遣事業を行う事業所の名称
- ⑦ (旧) 特定労働者派遣事業を行う事業所の所在地
- ⑧ (旧) 特定労働者派遣事業を行う事業所の派遣元責任者の氏名
- ⑨ (旧) 特定労働者派遣事業を行う事業所の派遣元責任者の住所

- ⑩ (旧) 特定労働者派遣事業を行う事業所における特定製造業務(第3の1の(2)のイ参照)への労働者派遣の開始・終了
- ⑪ (旧) 特定労働者派遣事業を行う事業所の廃止(事業所における特定労働者派遣事業の終了)

ロ 届出期日

イの①から⑪まで(⑧及び⑨並びに変更に伴い届出関係書類として登記事項証明書を添付する場合を除く。)の変更の届出は、当該変更に係る事項のあった日の翌日から起算して10日以内に、派遣元責任者を選任した場合におけるイの⑧及び⑨並びに変更に伴い届出関係書類として登記事項証明書を添付する場合の変更の届出については当該変更に係る事項のあった日の翌日から起算して30日以内に、(2)に掲げるイからルまでの区分に応じた変更届出関係書類を事業主管轄労働局又は事業所管轄労働局に提出することにより行う(法第11条第2項、則第8条第1項)。なお、イの②及び⑦の変更(同一労働局の管轄区域内の変更を除く。)の場合は、事業主管轄労働局又は事業所管轄労働局とは、変更後のものをいうものである。

また、イの②、⑤、⑦及び⑨の事項について、単に市町村合併や住居番号の変更により住所又は所在地に変更が生じた場合には、当該変更に係る変更届出書を提出することを要しない。なお、単に市町村合併や住居番号の変更による変更届出が行われた場合、届出に当たっては各自治体から無料で交付される住所(所在地)表示変更証明書を添付するよう指導すること。

(2) 変更届出関係書類

労働者派遣事業の変更届出関係書類は、(1)のイの①から⑪までに掲げる変更された事項の区分に応じ、当該事項に係る次のイからルまでに掲げる書類とする(則第8条第2項から第4項)。

イ 氏名又は名称の変更

(イ) 法人の場合(名称の変更)

- a 労働者派遣事業変更届出書(様式第5号)
- b 定款又は寄附行為
- c 登記事項証明書

(ロ) 個人の場合(氏名の変更)

- a 労働者派遣事業変更届出書(様式第5号)
- b 住民票の写し及び履歴書

ロ 住所

(イ) 法人の場合

- a 労働者派遣事業変更届出書(様式第5号)
- b 定款又は寄附行為(ただし、法人の所在地に変更が加えられた場合に限る。)
- c 登記事項証明書

(ロ) 個人の場合

- a 労働者派遣事業変更届出書(様式第5号)

- b 住民票の写し及び履歴書
- ハ 代表者の氏名（法人の場合のみ）
 - (イ) 労働者派遣事業変更届出書（様式第5号）
 - (ロ) 登記事項証明書
 - (ハ) 代表者の住民票の写し及び履歴書（氏名又は役職のみの変更の場合、不要。）
 - (ニ) 代表者が未成年者の場合は、第3の1の（5）のイの（イ）のfに定める書類
- ニ 役員（代表者を除く。）の氏名（法人の場合のみ）
 - (イ) 労働者派遣事業変更届出書（様式第5号）
 - (ロ) 登記事項証明書
 - (ハ) 役員住民票の写し及び履歴書（氏名又は役職のみの変更の場合、不要。）
 - (ニ) 役員が未成年者の場合は、第3の1の（5）のイの（イ）のfに定める書類
- ホ 役員住所（法人の場合のみ）
 - (イ) 労働者派遣事業変更届出書（様式第5号）
 - (ロ) 登記事項証明書（代表者を除く役員の変更の場合、不要）
 - (ハ) 役員住民票の写し
- ヘ 労働者派遣事業を行う事業所の名称
 - (イ) 法人の場合
 - a 労働者派遣事業変更届出書（様式第5号）
 - b 定款又は寄附行為（事業所の名称の変更に伴い変更が加えられた場合に限る。）
 - c 登記事項証明書（事業所の名称の変更に伴い変更が加えられた場合に限る。）
 - (ロ) 個人の場合
 - a 労働者派遣事業変更届出書（様式第5号）
- ト 労働者派遣事業を行う事業所の所在地
 - (イ) 法人の場合
 - a 労働者派遣事業変更届出書（様式第5号）
 - b 定款又は寄附行為（事業所の所在地の変更に伴い変更が加えられた場合に限る。）
 - c 登記事項証明書（事業所の所在地の変更に伴い変更が加えられた場合に限る。）
 - d 事業所の使用権を証する書類（不動産の登記事項証明書又は不動産賃貸借（使用貸借）契約書の写し）
 - (ロ) 個人の場合
 - a 労働者派遣事業変更届出書（様式第5号）
 - b 事業所の使用権を証する書類（不動産の登記事項証明書又は不動産賃貸借（使用貸借）契約書の写し）
- チ 労働者派遣事業を行う事業所における特定製造業務への労働者派遣の開始・終了（法人・個人の場合共通）

(5) 労働者派遣事業変更届出書の受理

イ 労働者派遣事業変更届出書(様式第5号)の備考欄に届出受理番号及び届出受理年月日を記載するとともに、当該写しに次の記載例により労働者派遣事業変更届出書が受理された旨を記載し、当該写しそれぞれ1通を届出者に対して控えとして交付する。

[記載例]

年 月 日付けの「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律(平成27年法律第73号)附則第6条第1項の規定に基づき行う労働者派遣事業に係る事業主」に係る届出書については、上記、届出受理番号、届出受理年月日により受理した。

ロ 1の(2)の欠格事由に該当していることにより、届出者に係る届出書を受理できない場合は次の様式により、(旧)特定労働者派遣事業の変更の届出が受理できない旨の書面を作成し、当該届出者に対して交付する。

(日本工業規格A列4)

年 月 日

殿

厚生労働大臣 印

年 月 日付けの「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律(平成27年法律第73号)附則第6条第1項の規定に基づき行う労働者派遣事業に係る事業主」に係る届出者については、事業開始の欠格事由(法第6条第 号)に該当し、かつ、当該届出書の内容が法第61条第1号の虚偽の記載に該当することが、明らかであるため受理できない。

このため、労働者派遣事業を行うためには、当該欠格事由が解消された後、改めて、法第5条に基づく労働者派遣事業の許可を受けることが必要である。

3 事業主の行う事業廃止の届出手続

(1) (旧) 特定労働者派遣事業の廃止の届出

イ (旧) 特定派遣元事業主は、(旧) 特定労働者派遣事業を廃止したときは、当該廃止の日の翌日から起算して10日以内に、事業主管轄労働局を経て、労働者派遣事業廃止届出書(様式第8号)を厚生労働大臣に提出しなければならない(法第13条、則第19条)。

ロ 労働者派遣事業廃止届出書(様式第8号)は、正本1通及びその写し2通を提出しなければならない(則第20条)。

ハ なお、「廃止」とは「休止」とは異なる概念であり、今後事業を行わないことを派遣元事業主が決定し、現実に行わないこととなったことが必要である。

(2) 事業廃止の届出の受理

(旧) 特定労働者派遣事業の廃止の届出を受理したときは、労働者派遣事業廃止届出書(様式第8号)の写し1通を届出者に控えとして交付する(第3の4の(2)参照)。

(3) 届出の効力

(1)の届出により、(旧) 特定労働者派遣事業は行うことができなくなる。

4 (旧) 特定労働者派遣事業所台帳等の整備等

(旧) 特定労働者派遣事業については、既に作成している(旧) 特定労働者派遣事業所台帳又は(旧) 特定派遣元事業主台帳(第4において「(旧) 特定労働者事業所台帳等」という。)によって管理すること。なお、(旧) 特定労働者事業所台帳等の保存期間は永年とする。

イ 2(1)の(旧) 特定労働者派遣事業の変更の届出を受理したときは、(旧) 特定労働者派遣事業所台帳等につき所要の補正又は整備を行う(第3の5参照)。

ロ 2(1)のイの②及び⑦の変更(同一労働局の管轄区域内の変更を除く。)については、当該変更後の管轄労働局において届出を受理することとなるため、当該変更届出関係書類が提出されたときは、当該変更前の管轄労働局に連絡し、管理されていた当該事業主又は事業所に関する全ての書類を引き継ぐものとする。

ハ 2(1)のイの⑥から⑩に掲げる事項の変更の届出を受理したときは、事業主管轄労働局は当該変更に係る事業所管轄労働局へ、当該変更事項を(旧) 特定労働者派遣事業変更届出書の複写及び事業所属性に係る書類に通知文を添えて当該事業所管轄労働局に送付する。

なお、2(1)のイの⑥から⑩に係る変更の届出については、当該変更に係る事業所管轄労働局に提出される場合もあるが、この場合、当該事業所管轄労働局は、届出書の写し1通及び事業主属性に係る書類(①(旧) 特定労働者派遣事業計画書、②個人情報適正管理規程、③事業所の使用権を証する書類(不動産の登記事項証明書又は不動産賃貸借(使用貸借)契約書の写し)④派遣元責任者の住民票の写し及び履歴書、⑤ ①～④に付随する書類)に連絡文を添えて、事業主管轄労働局へ送付し、事業主管轄労働局において事業所台帳等の補正又は整備を行う。

ニ 本届出に係る事業所台帳の整備については、労働者派遣事業所台帳又は派遣元事業主台帳と同様である。

5 名義貸しの禁止

経過措置期間中の(旧) 特定労働者派遣事業につき、名義貸しが行われることとなれば欠格事由に該当する者が労働者派遣事業を行う等、適法な労働者派遣事業の制度の維持が困難となる。

このため、自分の名義を他人に貸して、当該他人に経過措置期間中の(旧)特定労働者派遣事業を行わせることが禁止される(法第15条、第12の1参照)。

6 その他

個人事業主が死亡した場合の取扱い、法人の合併等に際しての取扱いについては、第3の8に準じて行うものとする。